長沼町いじめ防止基本方針

平成２７年５月２９日

（一部改正　平成３１年３月２６日
　　令和　６年４月　１日）

長沼町・長沼町教育委員会

目　次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

Ⅰ いじめの防止等のための基本的な事項

1　いじめの定義等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2　基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

3　町の責務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

4　学校及び学校教職員の責務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

5　保護者の責務と児童等の遵守事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

6　町民及び事業者の責務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

Ⅱ いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1　長沼町いじめ防止基本方針の策定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

2　長沼町いじめ問題対策連絡協議会の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・ 5

3　長沼町いじめ防止専門委員会の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

Ⅲ　いじめの防止等のための対策の内容

1　いじめの未然防止 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

2　いじめの早期発見及びいじめの早期解消 ・・・・・・・・・・・・・・・ 6

3　いじめへの対処 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

Ⅳ　重大事態への対処

1　重大事態の意味 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

2　教育委員会の対処 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

3　町長の対処 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

4　町長及び教育委員会の対処 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

Ⅴ　その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

別添　　いじめ問題相談窓口

はじめに

昨今、大きな社会問題となっているいじめは、子供の健やかな成長を妨げるばかりか、その後の子供の生き方にも深刻な影響を与えます。子供の権利を侵害するこのようないじめを防止し、子供が明るい将来を築ける環境を実現することは、社会全体で取り組む重要課題であり、平成２５年９月に「いじめ防止対策推進法」（平成２５年法律第７１号。以下「法」といいます。）が施行されました。また、法第１１条に基づき「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」といいます。）が策定されました。さらに、法第１２条では、地方公共団体は、国の基本方針を参考にして当該地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、地方いじめ防止基本方針を定めるよう努めることとされました。これを受け北海道は、平成２６年４月「北海道いじめ防止等に関する条例」（平成２６年北海道条例第８号）を施行、平成２６年８月には「北海道いじめ防止基本方針」を策定し、北海道独自の規定や考え方として、北海道の地方公共団体においては、地域基本方針を定めることとし、本町においても平成２７年４月「長沼町いじめの防止等に関する条例」（平成２７年3月２６日条例第１３号。以下「町条例」といいます。）において、町のいじめ防止基本方針を定めるよう規定しました。

子供は将来のまちづくりを担う町の大切な宝であり、子供が健やかに成長することは町民全ての願いです。長沼町は、町民憲章の中で「やさしい心で、互いに助け合い、あたたかい町にしましょう」とうたっており、人権を尊重し、互いに支え合い、地域の絆を深めることを目指しています。

深刻化するいじめ問題に対し、いじめ防止についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、いじめの防止のための施策を総合的に推進していくため、平成２７年５月に「長沼町いじめ防止基本方針」を策定しました。

その後、国や北海道の基本方針の改訂に合わせて町の基本方針を改訂してきており、この度、令和５年３月に「北海道いじめ防止基本方針」が改訂されたことを踏まえ、「長沼町いじめ防止基本方針」を改訂することとしました。

Ⅰ　いじめの防止等のための基本的な事項

１　いじめの定義等

（１）用語の定義【町条例第２条】

① 町　　執行機関である町長及び長沼町教育委員会（以下「教育委員会」といいます。）をいいます。
② 学　校　町が設置する小学校及び中学校をいいます。
③ 児童等　学校に在籍する児童又は生徒をいいます。
④ 保護者　親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいいます。

（２）いじめの定義【町条例第２条第１号】

「いじめ」とは、児童等に対して、一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含みます。）であって、その対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

① 「一定の人的関係」とは、学校や町の内外を問わず、部活動、塾、スポーツ少年団など何らかの関わりのある関係を指します。
② 「物理的な影響」とは、身体的な影響にだけでなく、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることを指します。

（3）いじめを理解するに当たっての留意点

① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童等の立場に立つこと。

② いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることなどを踏まえ、当該児童等の表情や様子をきめ細かく観察すること。

③ インターネットを通じたいじめなど、本人がそのことを知らずにいて、心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、他のいじめと同様に適切に対処すること。

④ 児童等の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童等に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや、多くの児童等が被害側としてだけではなく、加害側としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応すること。なお、法第２２条に基づいて設置する組織（以下、「学校いじめ対策組織」といいます。）で情報共有して対応すること。

⑤ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること。

⑥ 児童等が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童等については、日常的に、当該児童等の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童等に対する必要な指導を組織的に行うこと。

＜解説＞
- 「性的マイノリティ」とは、LGBT（L：女性同性愛者、G：男性同性愛者、B：両性愛者、T：身体的性別と性自認が一致しない人）のほか、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人のこと。
- 「多様な背景を持つ児童生徒」とは、発達障がい、精神疾患、健康課題のある児童生徒や、支援を要する家庭状況（経済的困難、児童等の家庭での過重な負担、外国人児童生徒等）などにある児童等のこと。

（4）いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があります。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児等に対する心理的又は物理的な影響を与えている行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、町や「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定すること。相当の期間が経過しても行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設けて状況を注視すること。

② 被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童等の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、

確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分あり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童等及び加害児童等については、日常的に注意深く観察する必要がある。

2　基本理念【町条例第３条】

（1）いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることから、全ての児童等が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うとともに、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、北海道と町及び学校が一層連携し、迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを基本として行わなければなりません。

（2）いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが児童等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童等の理解を深めることを基本として行わなければなりません。

（3）いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等のいのち及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

3　町の責務【町条例第５条】

（1）町は、学校に通う全ての児童等が、いじめに遭わない、いじめが起きない学校として、安心して過ごすことができるよう、いじめの防止等のための施策を推進します。

（2）町は、いじめを早期に発見するために児童等に対し、いじめを訴えやすいような児童等を対象としたアンケート調査の工夫改善、いじめに係る相談を行うことができる体制の整備や方法等を工夫し、学校として必要な取り組みを重点化・明確化するよう指導・助言します。また、アンケート調査実施後に、関係児童等に対する個人面談を必ず実施するよう指導します。

（3）町は、教職員のいじめの防止等に関わる資質向上を図るため、啓発資料の配布等に取り組むとともに、いじめの問題への対応について校内研修が促進されるよう指導・助言します。

4　学校及び学校教職員の責務【町条例第６条】

（1）学校の責務

① 校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

② 学校は、児童等が安心して通学でき、学習・生活することができる場であることが求められることから、単にいじめをなくすという取組にとどまらず、児童等に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関と密接に連携します。

③ 学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、児童等を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性を育み、児童等に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない環境をつくります。

④ 学校は、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する情報モラル教育

等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備します。

⑤　学校は、いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、全教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、児童等のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知するとともに、家庭や関係機関と連携して組織的に対応します。

⑥　学校は、いじめについて、特定の教職員で問題を抱え込まず、組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となることから、「学校いじめ対策組織」を設置します。

（2）学校教職員の責務

①　教職員は、いじめの解決とは、いじめた児童等による、いじめられた児童等に対する謝罪のみで終わるものではないことから、いじめられた児童等といじめた児童等はもとより、他の児童等との関係の修復を図り、双方の当事者や周りの児童等が好ましい集団活動を取り戻し、互いを尊重し、認め合う人間関係ができるよう指導します。

②　教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応に繋げます。

③　教職員は、「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童等を徹底して守り通します。

④　教職員は、児童生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の言動が児童等に大きな影響力を持つとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により児童等を傷つけたり、他の児童等によるいじめを助長したりしません。

⑤　教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる力を身に付けます。

5　保護者の責務と児童等の遵守事項【町条例第７条】

（1）保護者の責務

①　保護者は、子の発達の段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、いのちを尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、家庭での取組に努めます。

②　保護者は、子がいじめを行った場合、その行為に対して厳しい反省を促すとともに、誰もがいじめる側にも、いじめられる側にもなる可能性があることを理解し、保護者として子に寄り添い、支えるよう努めます。

③　保護者は、家庭において子に基本的な生活習慣を確立させることや社会生活上のルールやマナーを守ること、してはいけないことはしないなどの規範意識を身に付けさせるよう努めます。

④　保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び子の発達の段階に応じ、その保護する子について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めます。

　また、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意します。

⑤　保護者は、子の生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、学校をはじめ関係機関に相談するなどして、子の悩みや不安を受け止め、心と体を守ることを第一に考え「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、子の心情等を十分に理解し、対応するよう努めます。

（2）児童等の遵守事項

① 児童等は、いかなる理由があってもいじめを行ってはなりません。

② 児童等は、自らいじめを受けたとき、また、いじめを見たり聞いたりしたときは、保護者への相談を行うこと、また、学校やいじめ相談窓口等に相談するよう努めます。

③ 児童等は、インターネットを通じて行われるいじめの防止のため、携帯電話等情報通信機器を利用する際、保護者との約束事を守るよう努めます。

6 町民及び事業者の責務【町条例第８条】

（1）町民及び事業者は、児童等の発達の段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、いのちを尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、学校の教育活動や家庭と連携した地域での取組を進めます。

（2）町民及び事業者は、地域において、児童等の様子に変化や不安を感じる場面があったときは、学校や保護者をはじめ関係団体等に連絡し、児童等の抱える問題の解消に協力します。

Ⅱ いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1 長沼町いじめ防止基本方針の策定【町条例第１０条】

長沼町の児童等のいじめ防止等のための対策をより実効的なものにするため、基本方針を策定し、この取組がより効率性の高いものとなるよう、適切に機能しているのかを点検し、必要に応じて見直しを行います。

2 長沼町いじめ問題対策連絡協議会の設置【町条例第３５条】

（1）町は、平成25年9月28日施行された、いじめ防止対策推進法に定める組織として、教育委員会に「長沼町いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめの防止などに関係する機関及び団体との連携を図るとともに、啓発を効果的に進めます。

（2）長沼町いじめ問題対策連絡協議会の機能については、次のとおりとします。

① いじめの防止等の対策に関わる関係機関及び団体と連携し、取組の共有を図るとともに、効果的な啓発について協議します。

② いじめ問題をはじめ、生徒指導上の課題や地域の児童等たちの健全育成に係る取組について、共有を図るとともに、効果的な啓発について協議します。

③ 町において「長沼町いじめ防止基本方針」の策定、点検、見直しについて協議を行います。また、長沼町いじめ防止専門委員会と連携し、いじめの防止等の対策についての取組を進めます。

（3）長沼町いじめ問題対策連絡協議会の委員は、次の機関・団体から推薦を受けた８名で組織します。

① 札幌方面栗山警察署
② 北海道長沼高等学校
③ 長沼町校長会
④ 長沼町教頭会
⑤ 長沼町ＰＴＡ連合会
⑥ 長沼町民生委員児童委員協議会
⑦ 長沼町連合区長会
⑧ 長沼町保健福祉課

３　長沼町いじめ防止専門委員会の設置【町条例第３６条】

（1）町は、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、いじめ防止対策推進法に定める組織として、教育委員会に「長沼町いじめ防止専門委員会」を設置します。

（2）長沼町いじめ防止専門委員会の機能については、次のとおりとします。

① 教育委員会の諮問により、「長沼町いじめ防止基本方針」に基づくいじめの防止等のための対策の実効的な推進に関する重要事項を、専門的知見から調査審議します。

② 教育委員会の諮問により、学校におけるいじめ事案について、付属機関として調査審議します。

③ 重大事態に対処し、付属機関として事実関係を明確にするための調査をします。

（3）長沼町いじめ防止専門委員会の委員は、学識経験者及び知見を有する者、教育委員会が適当と認める者で、１０名以内で組織します。

Ⅲ　いじめの防止等のための対策の内容

１　いじめの未然防止【町条例第１２条他】

（1）児童等の発達の段階に応じて、各教科や道徳教育において、いのちを尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育む、豊かな心と健やかな体を育成する教育の充実を図り、社会性や規範意識の高い学校づくりを推進します。

（2）児童等や保護者、教職員の悩みや不安を解消するため、スクールカウンセラーの配置や適応指導教室による教育相談を実施するなど、教育相談体制の充実を図ります。

（3）いじめの防止に向けて、各学校における児童会、生徒会活動等の自主的な企画及び運営による取組の支援に努めます。また、町内小中高生による「仲間づくり子供会議」を開催し、各学校で行っているいじめ防止の取組について協議し、いじめ防止活動の充実を図ります。

（4）各学校で実施するいじめの調査結果を集約し、必要に応じて「長沼町いじめ問題対策連絡協議会」及び「長沼町いじめ防止専門委員会」における協議を踏まえ、当該校に適切な指導を行います。

（5）いじめ防止等のための教職員の資質向上を図るための教職員対象の研修を実施するとともに、各学校における校内研修の充実を推進します。

（6）児童等及び保護者に対し、いじめの理解を促す啓発活動を行います。

（7）地域全体で児童等を守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭、地域との連携を円滑に行えるよう、必要な支援その他の体制を整備します。

（8）ネットパトロールの実施などにより、ネットいじめの未然防止を図り、問題となる情報を発見した場合には、学校と連携・協力して適切な対応を行います。また、児童等や保護者に対して情報モラル教育等を推進するなど、啓発活動を行います。

２　いじめの早期発見及びいじめの早期解消【町条例第１３条他】

（1）いじめに関する相談・通報に対して迅速な対処を学校と連携して進めます。また、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等の在籍する学校が異なる場合は、学校相互間で連携協力が図られるよう、体制を構築します。

（2）児童等や保護者、教職員及び町民に対して各種相談窓口を周知する取組を進めます。

（3）各校が実施する児童等に対する定期的ないじめの調査結果を集約し、状況の把握に努めます。

（4）いじめの早期発見とその適切な対処のために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を適正に配置し相談体制を整備します。

（5）学校は、一人一人の状態や学級・学校全体の様子を把握し、より良い学級づくりや学校づくりを進めるための調査（児童等理解ツール「ほっと」や特に中学校では、学校生活における意欲や満足度の調査を行う「ハイパーQU 検査」の活用等）を行い児童等に指導します。

3　いじめへの対処【町条例第１８条他】

（1）児童等や保護者、町民からいじめの相談・通報などを受けた場合は、重大事態であるかに関わらず学校への支援を行うとともに、必要に応じ教育委員会が、調査を実施します。
（2）いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであるときは、警察署と情報を共有するなど連携します。
（3）インターネット上の不適切な書き込みに対して学校と情報を共有し、改善に向けて支援します。
（4）いじめがあったことが確認されたときは、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童等とその保護者を、学校と連携して支援します。
（5）いじめを受けた児童等が安心して教育が受けられるよう、学校と連携していじめを行った児童等を別室で学習させることや、必要に応じて出席を停止することを保護者に命ずるなどの対処をします。
（6）いじめを行った児童等に対して指導し、その保護者へ助言します。

Ⅳ　重大事態への対処

1　重大事態の意味【町条例第２９条】

（1）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
（2）いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

① 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童等の状況に着目して判断します。
② 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間３０日を目安としますが、児童等が一定期間連続して欠席している場合（正当に事由が無く７日以上連続し、本人の状況が確認できない場合等）には、上記目安にかかわらず迅速に対処します。

2　教育委員会の対処【町条例第２９条他】

（1）教育委員会は、重大事態の対処及び発生防止のため長沼町いじめ防止専門委員会による事実関係を明確にするための調査を行います。
（2）教育委員会は、重大事態の調査を行うとき又は重大事態の調査が終了したときは、速やかに町長に報告します。
（3）教育委員会は、重大事態の調査を行うときは、いじめを受けた児童等とその保護者が意見を述べることのできる機会を確保します。
（4）教育委員会は、重大事態の調査結果の報告を町長に行うときは、そのいじめを受けた児童等とその保護者からの希望があるときは、児童等とその保護者の意見を書面により町長に報告します。
（5）教育委員会は、重大事態の調査を行ったときその他必要があると認めるときは、いじめを受けた児童等とその保護者に対し、その調査に係る事実関係、その他必要な情報を適切かつ迅速に提供します。

3　町長の対処【町条例第３４条】

（1）町長は、重大事態に係る報告を教育委員会から受けたとき、又は必要があると認めたときは、その対処及び発生防止のため「長沼町いじめ調査委員会」により、教育委員会による調査の結果について

再調査を行います。

（2）町長は（1）の調査を行ったときその他必要があると認めるときは、いじめを受けた児童等とその保護者に対し、その調査に係る事実関係、その他必要な情報を適切かつ迅速に提供します。

4　町長及び教育委員会の対処【町条例第３４条】

町長及び教育委員会は、町長が行った調査の結果を踏まえ、それぞれの権限及び責任において、重大事態への対処及び発生防止のため、必要な施策を実施します。

Ⅴ　その他

この基本方針は，いじめの防止等に関する町の施策の実施状況等を踏まえ，必要に応じて見直しを行います。

いじめ問題相談窓口

別添

長沼町教育相談電話　０１２３－８８－１７１１

相談先	相談電話の名称	電話番号	曜日・時間帯
国立教育会館 （いじめ問題対策 情報センター）	電 話 相 談	保護者専用 03－3506－0078 子供専用 0120－797－014 （フリーダイヤル）	毎日 9:00～24:00 （祝日、年末年始を除く）
北海道中央 児童相談所	子供電話相談	0120－783－852	月～土 9:00～21:00
北海道警察本部少年課	少年相談 110 番	0120－677－110	月～金 9:00～17:00
北海道立 教育研究所	いじめ電話相談	0120－3882－86	10:00～17:00 （祝日、年末年始を除く）
		0120－3882－56	毎日24時間受付
北海道立特別支援教育センター	教育相談電話	011－612－5030	月～金 9:00～17:00
石狩教育局	教育相談電話	011－221－5297	月～金 8:45～17:30
渡島教育局	いじめ相談電話	0138－47－9177	月～金 8:45～17:30
檜山教育局	教育相談電話	01395－2－1123	月～金 8:45～17:30
後志教育局	いじめ相談電話	0136－22－2222	月～金 8:45～17:30
空知教育局	「いじめ」テレホン相談	0126－22－3912	月～金 8:45～17:30
上川教育局	いじめ等相談電話	0166－24－0903	月～金 8:45～17:30
留萌教育局	いじめ相談電話	0164－42－5717	月～金 8:45～17:30
宗谷教育局	教育相談窓口	0162－33－7630	月～金 8:45～17:30
オホーツク教育局	いじめ相談等の電話	0152－44－7262	月～金 8:45～17:30
胆振教育局	いじめ相談電話	0143－22－6594	月～金 8:45～17:30
日高教育局	いじめ相談電話	01462－2－1325	月～金 8:45～17:30
十勝教育局	いじめ相談窓口	0155－23－4950	月～金 8:45～17:30
根室教育局	教育相談窓口	01532－3－2715	月～金 8:45～17:30
釧路教育局	教育相談電話	0154－43－1475	月～金 8:45～17:30